

## 補償休日の労働に関する労使協定書作成要領

1. 労使協定は、船舶単位で作成するのが基本ですが、複数の船舶で同じ協定内容となる場合は、会社単位で一つにとりまとめることもできます。
2. 補償休日の労働に関する労使協定書を作成するにあたっては、この作成要領及び別紙記載例を参考にしてください。
3. 別紙記載例の『補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由』欄には、補償休日労働を行わせることの必要性について、できるだけ詳細に記載してください。一時的な要因（「冬期の石油需要の増大による運航回数の増加」等）により補償休日労働をさせる場合には、その旨記載してください。
4. 別紙記載例の『対象となる船員の職務及び員数』欄には、対象となる船員の具体的な職務及び員数並びに対象となる船舶の概要（船名、船種及びトン数）を記載してください。

労使協定書の船員数は船舶の乗組み定員を記載してください。（なお、届出書の「1 使用する船員数」欄及び「2 労働組合加入者数等」欄については、予備船員を含めた船員数を記載してください。）

対象船舶が多い場合は、別添としても構いません。

また、「別添の就業規則の定員表の定めるところによる」と記載し、就業規則の定員表の写しを添付しても構いません。
5. 別紙記載例の『作業の種類』欄には、航海当直作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等の作業をできるだけ具体的に記載してください。
6. 別紙記載例の『労働をさせることができる補償休日の日数の限度』には、補償休日労働を行わせることが予想される日数を記載してください。

なお、当該日数は、基準労働期間について、1週間において1日与えられる休日であって補償休日以外のものの日数及び補償休日の日数を合計した3分の1を超えてはいけません。
7. 別紙記載例の『4の期間及び時間数を遵守させるための措置』欄には、4.の限度を担保するためのできるだけ実効性のある措置を記入してください。
8. 別紙記載例の『協定書の有効期限』は、最長で3年以内としてください。

(記載例)

## 補償休日の労働に関する労使協定書

使用者：\_\_\_\_\_と船員代表者：\_\_\_\_\_は、  
船員法第65条に規定する補償休日の労働に関し、次のとおり協定する。

### 1. 補償休日の労働をさせる必要がある具体的事由

- ・ 荒天による運航スケジュールの遅れ
- ・ 運航スケジュールの変更

### 2. 対象となる船員の職務及び員数

国土丸（一般貨物船、総トン数 699G/T）

- ・ 船長 1 名
- ・ 機関長 1 名
- ・ 甲板部職員 3 名、甲板部部員 2 名
- ・ 機関部職員 1 名、機関部部員 1 名

### 3. 作業の種類

- ・ 航海当直作業、航海当直の交代作業、入出港作業、荷役作業、保守整備作業、事務作業等通常の運航作業
- ・ 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業
- ・ 船長にあつては、上記の他船舶の運航管理及び船員の労務管理に関する業務

### 4. 労働をさせることができる補償休日の日数の限度

- ・ 基準労働期間内について、1週間において1日与えられる休日であつて補償休日以外のもの日数及び補償休日の日数を合計した3分の1を限度とする。

### 5. 4の期間及び時間数を遵守するための措置

- ・ 必要な予備船員を確保する。
- ・ 労務管理責任者に毎日の労働時間の状況を把握させることにより、労働時間を適切に管理させる。

### 6. 協定書の有効期限

- ・ 成立の日から3年とする。

協定の成立年月日                      年    月    日

使 用 者    : \_\_\_\_\_

船員代表者 : \_\_\_\_\_